

令和元年台風第19号に係る賃貸型応急住宅の条件の緩和 及び戸建住宅の耐震補助制度の拡充について

令和元年台風第19号による被災者が避難所生活を解消し、住み慣れた地域で賃貸型応急住宅への入居を可能とするため、地域性等を勘案し、新耐震基準（昭和56年6月以降に着工）が確認できない民間賃貸住宅についても、賃貸型応急住宅とするため、条件を緩和しました。

併せて、賃貸型応急住宅の条件の緩和に伴い、戸建住宅の耐震補助制度に新たに賃貸型応急住宅の所有者を補助対象に加え、当該補助対象者への補助限度額を拡充しましたのでお知らせします。

1 賃貸型応急住宅（みなし仮設）の条件の緩和について

次の全ての要件を満たす住宅を市が借り上げて提供します。

- (1) 市内の民間賃貸住宅
- (2) 貸主から同意を得ているもの
- (3) 耐震性を有するもの（ただし、地域性等を勘案し、入居対象者が希望する民間賃貸住宅が不足する場合は、この限りではありません。）
- (4) 家賃が右の表の要件を満たすもの

世帯人員	1か月あたりの家賃
1人	55,000円以内
2人	75,000円以内
3～4人	85,000円以内
5人以上	110,000円以内

2 戸建住宅の耐震補助制度の拡充について

(1) 耐震補助の対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に着工した戸建住宅 **及び賃貸型応急住宅**

(2) 耐震補助の対象となる方

ア 対象戸建住宅の所有者または所有者の配偶者若しくは一親等の親族で、居住する方
イ **賃貸型応急住宅の入居承認を受けた方が居住している賃貸型応急住宅の所有者**

(3) 補助対象費用、補助の種類、補助率及び補助限度額（上限額）

耐震診断等の実施にかかる費用（消費税は除く）に対し、下記表のとおり費用の一部を市が補助します。

補助種類	補助率 補助額	戸建住宅		[追加・拡充] 賃貸型応急住宅	
		補助率	補助限度額	補助率	補助限度額
耐震診断	全額		12万円		12万円
耐震改修	耐震改修 計画書作成	2/3	12万円	全額	18万円
	耐震改修工事	1/2	80万円 (高齢者世帯等 25万円加算あり)		185万円
	現場立会い費用		6万円		12万円
耐震 対策	耐震シェルター設置	1/2	30万円		60万円
	防災ベッド設置		20万円	40万円	

耐震改修及び耐震対策は、耐震診断の結果、耐震性に課題がある住宅等が対象となります。

賃貸型応急住宅に対しては、耐震改修工事まで実施した場合、**最大227万円**を市が補助します。

(診断12万円 + 計画18万円 + 工事185万円 + 立会12万円)

問い合わせ先：建築・住まい政策課

電話 042-769-8252 (耐震補助制度について)

042-769-9817 (賃貸型応急住宅について)